

災害復旧工事等における入札及び契約の基本的な考え方

1. 背景

① 公契約大綱の見直し (令和2年7月)

災害時等における緊急性に応じた入札契約方法を活用する取組

○ 災害時等においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧工事等については随意契約を、その他の災害復旧工事等については指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じた入札・契約方法の選択に努める

② 国交省の災害復旧におけるガイドラインが改正 (令和3年5月)

○ 令和元年6月14日に改正公共工事品質確保法が公布・施行され、災害時の緊急対応の充実・強化や、公共工事に関する調査等が法律に幅広く位置付け

2. 対応

- “緊急度が高い”工事において、1千万円以上でも指名競争入札を導入可能
- また、災害復旧工事等については金額にかかわらず事前公表することができる

3. 適用日

令和3年6月14日以降に入札公告する災害復旧工事等の案件
ただし、適用の有無については、個別の公告文等をご確認下さい